

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第7号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「普通科」の右に「及び京都市立紫野高等学校のアカデミア科」を加え、同項中「別表のとおり」を「京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）」に改める。

第3条中「準ずる」を「準じる」に改める。

第4条第1項中「通学区域以外の通学区域」を「就学できる市立高校以外」に改める。

第5条ただし書中「教育長が」を「別に」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、平成26年4月1日以後に市立高校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学する者の通学区域については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）